

東久留米市勤労市民共済会を解散する規約を次のように定める。

令和6年10月18日

東久留米市勤労市民共済会
会長 篠宮 貞樹

東久留米市勤労市民共済会を解散する規約

(解散)

第1条 東久留米市勤労市民共済会を解散する。

(例規)

第2条 東久留米市勤労市民共済会規約その他の別表に掲げる例規は、廃止する。

付 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。